

放射能汚染土再利用を許さない

私たちのパブコメ No.1

放射能拡散に反対する会

私たちも書きました。
あなたも「放射能汚染土の再利用はやめてください！」と書いて出しましょう

◆内部被ばくの問題：青木 一政

放射能汚染土の再利用はやめてください！「復興再生資材の再生利用」はその全工程で 8000Bq/kg 以下の高濃度に汚染された土壌が、直接大気に曝され重機での掘削、積載、移送、荷下ろし等により、大気中に放射性微小粉塵がまき散らされる可能性があります。施工中だけではなく、工事終了後もクリアランスレベル(放射性汚染物として扱わなくて良い基準)である 100Bq/kg まで減衰するのに 190 年もかかります。その間に集中豪雨、洪水、土砂崩れなどで覆土と共に大量の汚染土が流出する可能性は十分考えられます。流出した汚染土は乾燥により再浮遊、拡散の可能性があります。つまり、施工中から 190 年間にもわたって放射性微小粉塵の発生、再拡散のリスクが続きます。

放射性の微小粉塵(いわゆる PM2.5)は肺の奥の肺胞に長期間沈着し被ばくリスクが高いことは ICRP(国際放射線防護委員会)においても詳細な報告書(pub.66,1994)が出されています。このような微小粉塵の浮遊、拡散を完全に防ぐことは技術的・コスト的に考えても極めて困難です。

微小粒子は大気中を浮遊し広い範囲に渡り拡散します。施工する作業員だけでなく、工事対象区域の妊婦、乳幼児、子ども等を含む住民にも呼吸による吸入被ばくリスクは避けられません。ICRP の内部被ばく換算係数は対象臓器の重量で取り込んだ放射エネルギーを平均化するなど、被ばく量についての大幅な過小評価が指摘されています。このような危険な汚染土再利用は止めるべきです。

◆所沢市の住民です：村上 三郎

所沢市の住民です。2 年前、実証事業の説明会が予定地周辺の限定 50 名のみを対象に行われました。私は申し込みましたが拒否されました。説明会では、住民に理解を得るために丁寧に説明していくと述べていましたが、その後 2 年間もたつのに、所沢市民向けの追加の説明会は一切ありません。住民の声を聴かず、国会の審議も抜きに一片の省令で放射能汚染土の再利用を進めることには反対です。

◆事業後の管理の問題：宇野 知佐子

2019年の台風19号では汚染土を詰めたフレコンバッグが大量に流失しましたが、当時の環境大臣は即座に環境への影響はない、と発表しました。激甚災害現場の管理が困難であることは、能登半島地震の報道からもあきらかです。被ばくの危険を犯してまで収拾に当たることになります。内閣府統計局予測から、50年以内の人口減少による自治体の消滅や管理委託企業の存続も危ういものがあります。また、自治体職員の非正規化が勧められている現在、大規模災害に襲われた際に対応できるマンパワーを確保できるとは思えません。放射能の拡散に歯止めをかける事は不可能です。さらに、今でさえ医師不足と医療機関の偏在が問題視されているのですから、被ばくによる疾病への即対応が困難になることが心配です。

◆測定方法が杜撰である：伏屋 弓子

「復興再生利用に係るガイドライン(案)」によれば、「除去土壌」の放射性セシウム測定は再生資材化後に実施するとしており、測定の結果8,000Bq/kg超となった場合、その「除去土壌」は復興再生利用には用いないこととする、としている。しかしそうであれば、当該汚染土は再生資材化前にすでに8,000Bq/kg超であった可能性があり、作業者にそのような濃度の汚染土を扱わせていたことになる。環境省は、福島県内の「除去土壌」については、中間貯蔵施設へ搬入される際に放射能濃度を確認し、8,000Bq/kg以下のものと8,000Bq/kg超のものを分けて保管しているというが、その際の測定方法が非常に杜撰である。すなわちフレコンバックの「表面線量率($\mu\text{Sv/h}$)と重量」を測定し、厚生労働省のガイドラインに記載されている「換算式」を用いて「除去土壌」の濃度を計算しているという。しかし本来作業者が生身で扱う土壌の濃度をそのような「おおよその計算」で算出して良いはずはない。そのように大雑把なことをするのは、そのようにしなければ1,400万 m^3 もの膨大な汚染土を処理できないからである。そもそも無謀であり、強引である。作業者あるいは住民にできるだけ健康影響のない施策でなければならず、「除去土壌(放射能汚染土)の再利用」は絶対に行うべきでない。

◆除去土壌の利用に反対：瀬川 嘉之

意見

「除去土壌」と称する放射能で汚染した土を「利用」することはしないでください。

理由

作業員や住民の被ばくを増やすから

◆理解醸成について:和田 央子

環境省が実施する「全国民的な理解醸成」活動は、地域住民ではない若い世代に限定され、一方的な放射能安全教育となっている。省令改正という手続きも、国民との開かれた熟議や国会審議による法改正を踏み越えた独断的な手法と言わざるをえない。このような手続きは、地域を分断し、国への不信を一層深刻にするばかりか、若い世代の離反をも招くことにつながり、抜本的に見直すべきである。

◆セシウム以外の核種の測定について:和田 央子

測定の対象はセシウムに限定されているが、ストロンチウムやプルトニウムなど他の核種の人体への強い影響は一般的に知られており、環境省有識者会議でも議題に上がっている。特に戦略検討会第 15 回(2023 年 10 月 17 日)で石井慶造東北大学大学院名誉教授はストロンチウム 90 の危険性はセシウムよりはるかに高いため測定すべきと勧告しているが、この意見をなぜ取り入れなかったのか。住民や特に子供への影響があると知りながら、目的を遂行するために必要な計測を疎かにするのは悪質というほかない。わずか 10 数サンプリングの測定ではまったく不十分であり、セシウムと同様の測定体制を講じることができないのであれば事業を実施すべきではない。

◆法解釈の問題:大坂 恵里

省令案 58 条の 4 は、「復興再生利用」が放射性物質汚染対処特措法 41 条 1 項の「処分」に含まれるとする。しかし、これは、「処分」と「再生」「利用」「再生利用」を明確に分けて使用している他の環境法令との整合性を欠いた、環境省の恣意的な法解釈に乗っているに過ぎない。放射性物質の拡散につながる除去土壌の「復興再生利用」は行われるべきではない。しかし、もし仮に行うとするならば、最低限、省令ではなく特措法の中で「処分」に復興再生利用を含むことを明示すべきであるし、より望ましくは、放射性物質による環境汚染を体系的に規制する法律を制定して、その新法において行うべきである。

◆分断と対立を避ける:門馬 好春

住民と作業員の放射能被ばくに関する重要な問題を省令改正ではいけない。また全国への放射能拡散は中間貯蔵施設のある福島県・大熊町・双葉町と日本全国のその他の地域との間での対立と分断の発生を強く懸念される。それは大災害発生の都度であり、長く長く続く。

また、道路や農地等に埋めた汚染土は地震等大災害の際は、汚染土は流失する可能性大で、環境省も流失の可能性を認めている。その場合、地域住民と作業員が放射能被ばくを受ける。

先ずは国会の場での十分な審議が不可欠である。

◆汚染土再利用を避ける:門馬 好春

中間貯蔵施設内のすべての汚染土は現在は人が住んでいない離島「2. 3の複数離島含む」に汚染土が流失しない対策を行い、船舶輸送で県外最終処分場とすることが現実的である。

出港は福一原発の港湾を改良工事し使用することで、不必要な汚染土拡大も発生しない。

中間貯蔵施設へのトラック運搬時の事故や放射能漏れ事故が度々発生したことからトラック搬送は避けるべきである。

◆「処分」に再生利用は含まれない:磯野 弥生

意見1（復興）再生利用については、省令ではなく、法律の改正が必要です。したがって、規則 58 条の 2 第 1 項本文括弧書き内の「復興再生利用」、及び規則 58 条の 4、関連告示は削除する。

理由:環境省は、中蔵施設に保管されている除去土壌の再生利用について、特措法 41 条の「処分」の一つの方法であるとしていますが、再生利用及び処分については、「廃棄物処理法」において「分別、保管、収集、運搬、再生、処分等」(第一条)と「再生」と「処理」を区別している。この用語に従い、同法の各条文も組み立てられている。さらに、循環型社会形成推進基本法という、循環社会の形成を目的とし、再使用あるいは再生利用を推進する法においても、再生利用の促進に関し、処分ではなく、適正「処理」の一方法として定めている(同法第 2 条の三)。また、同法では他の条文でも、「利用または処分」としている。このような関連先行法律から、同法 41 条の「処分」には、再生利用は含まれない。

さらに、パブコメの参考資料として出されている「除去土壌の埋立処分基準・再生利用基準の検討について」(環境省環境再生・資源循環局、024 年 10 月 3 日)では、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律※で規定(「中間貯蔵・環境安全事業株式会社(平成 15 年法律第 44

号)」)とし、県外処分のためには、再生利用が重要としているが、前述の通り、処分に再生利用は含まれないので、「必要な措置」については、再生利用ではなく、別途の方法が求められると解するのが適切である

◆条文の問題点:磯野 弥生

意見2 本来省令から削除されるべき条文ではあるが、条文を前提とすれば、下記の点が問題である。

(1)同条第1号口の事業は、国の行う事業に限定すること。

理由:国が責任を持って行うことであり、特措法の趣旨からして、自治体あるいは民間に責任を負わせることは問題である。

(2)二の表示には、「復興再生利用を行う場所」だけでなく、告示で示した濃度の放射性物質が含まれている土壌を利用している』旨を明確にすること。減衰していれば、その都度、それを明確に示す。

理由:流出、飛散への日常的警戒を管理者及び住民が常に意識することが、2次被曝を防止することになる。

(3)ホについて、当初の作業者のみならず、補修工事等が必要な場合には、空間線量のみでなく、直接これらを取り扱わざるを得なくなった場合を配慮した線量であることを明記する必要がある。

理由:一旦利用すれば、以降はなんら事故等が発生せず、その土壌に直接触れることはないということが前提となっているが、災害が多発している中で、オプティミスティックにすぎます。

(4)同条第1項2号の工事の施工、維持管理についての基本的事項について、周辺住民、自治体(都道府県、影響を被る市町村(工事実施地点の自治体のみならず、関係自治体)及び住民の推薦する専門家を入れるべきである。

2025.1.26 現在

放射能拡散に反対する会 連絡先:finnovawatch@gmail.com

放射能汚染土再利用を許さない 私たちのパブコメ No.2

放射能拡散に反対する会

私たちも書きました。
あなたも「放射能汚染土の再利用はやめてください！」と書いて出しましょう

◆規制と事業が分離されない問題 :大坂 恵里

特措法では、環境大臣が、同法の施行に必要な限度において環境省職員に報告の徴収や立入検査をさせることができ、また、「法 41 条 1 項の環境省令で定める基準」に適合しない「処分」が行われた場合に、措置命令を出すこともできる。環境省は、「復興再生利用」が法 41 条 1 項の「処分」に含まれるとの解釈に立って、省令案 58 条の 4 で「復興再生利用」の基準を提示しているが、特措法と合わせて読めば、再生資材化した福島県内除去土壌の利用・管理の責任を負う環境省を規制するのは環境省自身ということになる。これは、IAEA 報告書のいう「環境省は、特別措置法に基づく省令に従って、再生利用及び最終処分を実施する前に、事業実施者と規制者の独立性を示すべきである。」(原文 31 頁、環境省仮訳 35 頁)との結論に違背している。放射性物質の拡散につながる除去土壌の「復興再生利用」は行われるべきではない。しかし、もし仮に行うとするならば、その前に、IAEA の基本安全原則(SF-1)に従って、規制機能は事業実施機能から独立させるべきである。

◆公聴会を開催すべきである:高野 聡

○この意見募集に関する資料の示し方が非常に不親切でわかりにくい。それを補うための公聴会を全国的にたくさん開催すべきである。

この省令案の意見募集に関する資料が HP 上に示されている。しかし意見募集の対象となる「命令などの案」の 8 つすべてが、なぜか縦書きの資料を横書きにして表示していて非常に見づらい。また資料の PDF をダウンロードして検索しても、2 文字以上は検索に引っかからないようにできており、これも非常

に不親切である。HP 上に示される「関連資料」についても、クリックしても関連の審議会 HP に移動するだけであり、特にどれが関連資料なのかわかりづらい。このような不親切な作りになっているのは、環境省が反対の意見が多く寄せられることを恐れて、意見を出しづらいように意図的に行っているのではないかという疑いを持たざるを得ないレベルである。

このような批判を免れたければ、パブリック・コメントだけではなく、補足的措置として公聴会を全国的にたくさん開催し、国民からの意見を聞くべきである。そしてそこでの意見も公開し、反対意見が多ければ、この復興再生利用を再検討すべきである。

◆まずは放射性物質に関する環境基準の設定を：高野 聡

○放射性物質に関する環境基準が設定されていない段階では、除去土壌の復興再生利用は実施してはならない。

「放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正する省令」案で規定されている除去土壌の「復興再生利用」は、実施してはならないと考える。なぜなら環境省が放射性物質に関する環境基準を設定していないからである。環境省は環境基準について、HP (<https://www.env.go.jp/kijun/>) で「汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものである」と説明している。

復興再生利用に用いる除去土壌の放射能濃度を、セシウム 134 と 137 の合計で 1 キログラム当たり 8000 ベクレル以下とし、その除去土壌を復興再生利用と称して使用することは、汚染が現在進行していない地域を現状より悪化させることになる。放射性物質に関する環境基準を設定していない段階では、除去土壌の復興再生利用は実施してはならない。

◆利害関係者との協議：高野 聡

○復興再生利用を強行する場合、周辺住民や市町村などの利害関係者と協議することを省令で定めるべきである。

そもそも復興再生利用は実施してはならないと考える。一方、環境省がそれを強行するのであれば、周辺住民や市町村などの利害関係者と十分協議することを大前提とすべきである。

省令案の第五十八条の四の二には「復興再生利用を行う際には、除去土壌の適切な管理のため、次に掲げる者と協議」することとし、その者を「事業実施者」と「当該復興再生利用に係る施設若しくは工作物を管理する者又は当該復興再生利用を行う土地を管理する者」と規定している。ここには重要な利害関係者である周辺住民や市町村が含まれていない。

2024年9月10日にIAEA(国際原子力機関)から環境省に手交された「除去土壌の再生利用等に関するIAEA・環境省専門家会合最終報告書」においても「目指すべき線量水準は、地域住民や自治体などのステークホルダーと相談して決定されると認識している」と指摘されている。この指摘に従い、復興再生利用を行う際に周辺住民や市町村と協議することを省令で規定すべきである。そして協議の上、復興再生利用事業に対する反対の声が強い場合には、事業は実施すべきではない。

◆事業者と規制者の分離:高野 聡

○除去土壌の適切な管理が復興再生利用の前提ならば、事業者と規制者の明確な分離がされていない現段階では、復興再生利用を肯定することはできない。

「放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正する省令」案では、復興再生利用を「再生資材化した除去土壌を適切な管理の下で利用すること」と定義している。つまり除去土壌の適切な管理が、復興再生利用の大前提となる。適切な管理のためには、事業者とその事業を管理・監督する規制者の明確な分離が必須である。

環境省内で事業実施機能と規制機能を分離するだけでは限界があることは言うまでもない。福島第一原子力発電事故によりその限界が証明されたからこそ、経済産業省の傘下であった原子力・安全保安院が廃止され、独立した原子力規制委員会が設置されたわけである。再生資材化した除去土壌の適切な管理を復興再生利用の前提としながら、事業実施機能と規制機能が明確に分離されないまま、それを推進するのは自己矛盾である。そもそも復興再生利用は実施してはならないと考えるが、それを推進しようとする現在の省令案に照らしてみても、復興再生利用はすることはできない。

◆改正案は撤回されるべき：青木 一政

今回の省令改正・告示改正については、当然踏まえるべき手順を踏んでおらず、また IAEA 専門家会合（要旨）でコメントされた助言等に対しても、それを担保する条件や計画が明らかでないため、改正案として提出できるレベルに達していない。したがって撤回されるべきものである。理由は以下のとおり。

- (1) 環境省は本件に係る諮問を放射線審議会に諮問した、しかるにその答申が出ていない。これでは放射線防護の技術的基準の斉一性が担保されているかどうか保証されていない。
- (2) 本件は放射能汚染対処特措法に関わるものであるが、同特措法はその附則で 3 年後に抜本的な見直しを政府に求めている。しかるに、それがなされていない。そのような状態で法の具体的運用や基準に関わる省令、告示を改正することは齟齬をきたす。
- (3) IAEA 専門家会合最終報告書要旨において「運用機能から独立した規制機能を持つことの重要性を強調した。環境省はこれを認識し、事業者機能と規制機能の独立性を維持し、実証できるようなアプローチを検討している」とされているが、これがどのように担保されるのか、明らかになっていない。
- (4) IAEA 専門家会合最終報告書要旨において「審査や認可を含む明確な規制プロセスが除去土壌の管理されたりサイクルの成功の鍵となり、国民に安心感を与えると指摘している。環境省は将来のプロジェクトのための認可プロセスを検討する予定である」とされているが、この点について省令改正案、告示改正案でそれが実現されているとは読みとれないし、今後どのように実現するか、環境省から公にされていない。
- (5) IAEA 専門家会合最終報告書要旨において「管理されたりサイクルと除去土壌および廃棄物の最終処分の両方について、環境省は、さまざまな選択肢（たとえば、放射能濃度が高い/量が少ない選択肢と、放射能濃度が低い/量が多い選択肢との関係）の結果とトレードオフについて、一般市民と主要な利害関係者に明確に説明する必要があると助言した」とされているが、環境省がその後、本件に対して一般市民に説明した実績はない。

8,000 ベクレル毎キログラム以下の汚染土は放射能ではない?!

1. せっかく集めた汚染土を全国にバラまくなんて!

福島第一原発に隣接する中間貯蔵施設に集められた汚染土は「約 1,400 万立方メートル。ダンプの往復 206 万回で運び込んだ」と言われています。
(<https://www.youtube.com/watch?v=8FPWzqVRTU0>)。せっかく中間貯蔵施設に集めた汚染土を全国に運び出すなんて、こんな無駄遣いは許されません。一体、いくらかかるんでしょう? しかもすでに埋設されている汚染土を掘り出し、トラックに積み込み・積み下ろし、道路など工事箇所で使用するまでの全過程で、余分な被ばくが生じます。

中間貯蔵施設の用地買収の際、環境省は“放射能は集中管理が原則”と言って地権者を説得したと聞いています。汚染土再利用は、集中管理の原則に反し、作業員や住民をまたもや被ばくさせるとんでもない無駄遣いです。

環境省は福島第一原発事故以降、100 ミリシーベルト未満なら悪影響を受けず安全であるかのようには言いますが、これは誤りです。「安全な被ばく量」はないことが、ますます明らかになってきています。

本パブコメの対象である環境省令・告示(案)は、つまるところ、“セシウム 134 と 137 の合計で 8,000 ベクレル毎キログラムを超えない汚染土を再利用すれば、作業員や住民の被ばく線量は年間 1 ミリシーベルトを超えず、被ばく防止の法規制も不要で、福島第1原発事故からの復興に役立つ”と主張しています。

2. 年間 1 ミリシーベルトの「線量限度」未満でも、安全は保証されません。

年間 1 ミリシーベルト被ばくを 70 年間続ければ 70 ミリシーベルトに達し、ICRP(国際放射線防護委員会)の控えめな計算でも、がん死が 10 万人当たり 350 人も増えます。1 億人が毎年 1 ミリシーベルトずつ被ばくすれば、放射線被ばくによるがん死増加は 35 万人に達する計算です。

3. 8,000 ベクレル毎キログラムでも、空間線量率は毎時 1.55 マイクロシーベルト。東京の約 40 倍も被ばくします。

本パブコメの「参考資料」とされている「除去土壌の再生利用基準(案)のポイント」8 頁には、キログラムあたり 8,000 ベクレルの汚染土を再利用する場合、作業員の被ばく線量は年間 0.93 ミリシーベルトと書かれています。ところが 11 頁からの「パラメーター」表を点検すると、0.93 ミリシーベルトは 2,080 時間の年間労働時間を 1,000 時間に抑え、厚さ 2.2 センチの鉄板で遮蔽した場合の推定値でした。鉄板による遮蔽を除くと、空間線量率は毎時 1.55 マイクロシーベルト(0.93 ミリシーベルト/1000 時間/遮蔽係数 0.6)。なんと、東京の空間線量率の約 40 倍です。東京にいる場合の約 40 倍も被ばくします。

鉄板の上に乗ったままでは盛土工事はできないので、鉄板なしで労働時間を常識的な 1,784 時間とすると、年間の追加被ばく線量は 2.77 ミリシーベルト($0.93/0.6 \times 1.784$)に達します。年間 3 ミリシーベルト近いのに、環境省は 1 ミリシーベルトを超えないと言ってきたのです。毎キログラム 8,000 ベクレルを超えない汚染土を使うだけでは、年間 1 ミリシーベルトさえ保証されません。

そもそも、放射能に関する規制を免除されるクリアランスレベルは、年間 0.01 ミリシーベルト。セシウム 137 の場合、100 ベクレル毎キログラムと規定されています。8,000 ベクレル毎キログラムを安全と称するなど、とんでもないことです。

4. 作業者の被ばく線量すら測らない

被ばく線量は実際に測ってみなければ分かりません。労働時間や遮蔽率は日によって、作業内容によって、違うでしょう。ところが環境省は、汚染土再利用に従事する作業員に対して、電離則などに基づく被ばく防護を実施しない方針であり、まともな防塵マスクさえ支給されません。除染するときは「除染電離則」を制定したのに、全国にバラまくときはこんなことで済ませて、良いはずはありません。

5. 10,000 ベクレル毎キログラム未満のセシウム137は、放射能ではない？！

先述の「ポイント(案)」5 頁の最後には、「(キログラムあたり 8,000 ベクレルは)電離則(電離放射線障害防止規則)等による放射線障害防止措置の適用外の放射能濃度(1 万 Bq/kg 以下)となるため、施工や、万一の災害時等の復旧に当り、特別な防護措置を要することなく、通常の作業の範囲内で対応できる。」と書かれています。

電離則第 2 条(定義等)2 項・別表 1 では、セシウム 137 の場合、1 万ベクレル以上で、かつ 10Bq/g (=10,000Bq/kg)を越えるものを放射性物質と定義しています。

中間貯蔵施設で行われた道路盛土実証実験で使われた汚染土の放射性セシウムは約 18 兆ベクレル。濃度が「10,000 ベクレル毎キログラム未満」でも、18 兆ベクレルもあれば、当然放射性物質として規制されなければなりません。それなのに、電離則の放射性物質に該当しないので被ばく線量も測定しないなんて、おかしいです。

これは汚染土再利用の根幹に係わる問題です。規則になっているとは言え、パブコメにかける前に、環境省はおかしいと思わなかったのでしょうか？ 今からでも、電離則を所管する厚労省と共同で納得のいく説明をしていただきたい。

また汚染土の場合、これまで述べてきた外部被ばくだけでなく、次に述べる放射性粉塵の吸入による内部被ばくも大問題です。

6. 放射性粉塵の吸入による内部被ばく

被ばくの中でも特に問題なのが、放射性物質を含む微粒子による内部被ばくです。汚染土再利用の過

程で、汚染土の微粒子を吸入する恐れが何度も生じます。小さな粒子を吸入すると肺の奥まで達し、なかなか排出されず、被ばく線量が大きくなる可能性があります。内部被ばくの測定法さえ確立されていないのが現状です。

7. 骨格は「放射能安全神話」のデモンストレーション

環境省、政府にとって、汚染土再利用は「放射能安全神話」の巨大なデモンストレーションです。被ばく被害はすぐに現れるわけではないので、高速道路のインターなど目立つところで実施すれば、「放射能は怖くない」という宣伝に役立つでしょう。新宿御苑で実証実験しようとしたのも同じ発想です。現政権は原発推進にやっきになっていますが、放射能への警戒心がネックです。原発推進の鍵は、「放射能は怖くない」と言う「世論を醸成」し、放射能への警戒心を解除することです。

8. 「復興再生利用」って、何？

本パブコメの対象とされている「汚染対処特措法施行規則の一部を改正する省令」案・第 58 条の 4 に「復興再生利用(事故による災害からの復興に資することを目的として、再生資材化(…)した除去土壌を適切な管理の下で利用すること(維持管理することを含む))」と記されています。

福島県の人口は原発事故前の 2,029,000 人(2010 年)から昨年には 1,743,000 人へと 14% も減少し、「復興」は遅々として進んでいません。避難した住民の帰還よりも、あらたな住民の移住促進を重点的に進めようとしているようです。

除染も汚染土再利用も、原発メーカーやゼネコンにとっては「復興」という名の「宝の山」、ビッグ・ビジネスです。中間貯蔵施設はゼネコンが受注。除染廃棄物の焼却炉は原発メーカーが受注、仮設で数年後には解体。今回また、「耐用年数を過ぎて解体された」除去土壌再利用のための超高額の装置類が再度建設されようとしています。解体してはまた作るのですから、ゼネコンや原発メーカーにとっては、まさに「打ち出の木槌」です。

9. 「ビッグビジネス」で稼ぐために被ばくさせられてはたまりません。

汚染土の再利用(「復興再生利用」)に反対します。

2025.2.4 現在

放射能拡散に反対する会 連絡先:finnovawatch@gmail.com